税理士法人 舞 中村公認会計士事務所

1

ハイライト:

- ・平成21年度と22年度の2年間、住宅取得資金の特例制度があります
- ・お手元に「ねんきん定期便」が届いたらご確認ください

夏号 第38号 (個人様向け)

2009年6月

たっくすニュースフラッシュ

税務をみなさまの身近な存在に

目次:

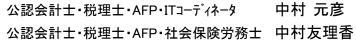
ご挨拶

住宅取得資金贈与の 1 特例

「ねんきん定期便」 2 について ご挨拶

今年も梅雨に入り、しばらく傘が手放せない時期となりま した。

第38号では、追加経済対策として現在参議院で審議中の住宅取得資金贈与の特例及び「ねんきん定期便」に関して取り上げてみました。 内容に関するご質問・ご要望等ございましたら、お気軽にお問い合わせ下さい。





昨今の社会経済情勢を踏まえ、景気対策として租税特別措置法の一部を改正し、住宅取得資金の贈与の特例制度が創設されることになりました。すでに衆議院では可決されており、現在参議院で審議中の状況となっています。

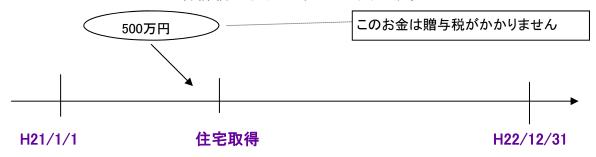
☆住宅取得資金贈与の特例(^^)

平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に、その年1月1日において20歳以上である者が、自分の居住用として家屋を新築するため、若しくは自分が住んでいる家屋に対して一定の増改築を行うための資金をその直系尊属からの贈与により取得した場合には、当該期間を通じてその資金の500万円までは贈与税を非課税とする制度が創設されます(同時に敷地等を取得した場合には、その敷地等の取得も対象)。

この制度の対象となる資金の贈与者は直系尊属に限定されているため、自分自身の父母・祖父母となり、配偶者の父母・祖父母は対象外となります。

なお、父母と祖父母の計4名から各々500万円ずつの合計2,000万円ではなく、対象期間の平成21年1月 1日から平成22年12月31日までの2年間で500万円が上限という考え方になります。

従って、現在の贈与税基礎控除額の年額110万円とあわせて、対象期間中では、110万円×2年間+500万円=720万円までが非課税になるということになります。



なお、住宅取得資金に係る相続時精算課税制度の場合には、従来の非課税枠3,500万円に上記の500万円を合計した4,000万円までが非課税になります。ちなみに、この2カ年間限定の500万円については、「贈与により取得をした住宅取得等資金のうち500万円までの金額については、贈与税の課税価格に算入しない」と規定されているため、贈与者に相続が発生した場合であっても課税対象には入りませんし、贈与後3年以内に贈与者に相続が発生した場合であっても、この500万円については相続財産の加算対象にはならないことになります。

※相続時精算課税制度:贈与時に贈与財産に対する贈与税を納め、その贈与者が亡くなった時にその贈与財産の贈与時の価額と相続財産の価額とを合計した金額を基に計算した相続税額から、既に納めたその贈与税相当額を控除することにより贈与税・相続税を通じた納税を行うものです。贈与者は65歳以上の親、受贈者は贈与者の推定相続人である20歳以上の子とされていますが(年齢は贈与の年の1月1日現在のもの)、住宅資金の贈与については特例で贈与者である親が65歳未満であっても相続時精算課税を選択することができます。

ホームページもご覧下さい

Http://homepage2.nifty.com/my-naka/

「ねんきん定期便」について

☆「ねんきん定期便」とは

「ねんきん定期便」とは、年金記録を定期的に確認できるように国民年金・厚生年金の現役加入者を対象に、誕生月に送付されるものです。

平成21年4月からすでに2色の封筒で区分され、送付が開始されています。

- 〇オレンジ色の封筒:年金記録に「もれ」や「誤り」のある可能性の高い方への送付用
- 〇水色の封筒:上記以外の方への送付用

☆「ねんきん定期便」で確認できること

- ①年金加入期間(加入月数、納付済月数など)
- ②年金見込額 50歳未満:加入実績に応じた年金見込額

50歳以上:「ねんきん定期便」作成時の加入制度に引き続き加入した場合の年金見込額

- ③これまでの保険料納付額
- 4年金加入履歴
- ⑤国民年金保険料の納付の状況
- ⑥厚生年金保険の標準報酬月額等の月別状況

なお、毎年誕生月に送付されてきますが、平成22年度以降は上記の⑤、 ⑥は直近1年分のみ通知されることになっています。①~③は毎年更新して通知されます。

また、35歳、45歳、58歳の人には節目の年齢として、平成21年度に送付**電話**されたのと同じ詳細内容が通知されることになっています。

☆留意点

「ねんきん定期便」を受け取ったらまずは開封し、標準報酬月額や標準 賞与額を確認しましょう。また、早くから年金見込額を知ることができます ので、老後の生活設計の道具として活用してみてください。 Fax

*記載中の内容についてご質問がある場合にはお気軽にお問い合わせください。

税理士法人 舞中村公認会計士事務所

(東京事務所)

港区南青山 2-2-15-1121

電話 03-3746-1750

(埼玉事務所)

さいたま市浦和区岸町7-1-4

細田屋ビル

電話 048-816-6180

Fax 048-834-1594

nakamura-cpa@jcom.home.ne.jp